

# 「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン」 の改正及び個人情報保護委員会との共管とすることについて

---

令和4年3月2日

個人情報保護委員会事務局

# 「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン」の概要

## 【1. 本ガイドラインについて】

本ガイドラインは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年閣議決定、平成30年一部変更）及び放送法（昭和25年法律第132号）を踏まえ、視聴者特定視聴履歴その他の放送受信者等の個人情報の適正な取扱いに関し、放送分野特有の事情に即して、できる限り具体的な指針を示すことにより、その範囲で個人情報の自由な流通を確保して放送受信者等の利益の向上を図りつつ、放送受信者等の権利利益を保護するとともに、放送の健全な発達に寄与することを目的として、個人情報保護法第6条及び第8条に基づき定めるもの。

※本ガイドラインにおいて、個人情報保護委員会のガイドライン（通則編等）に記載のない規定のうち主なものは、次ページ以降にて記載

## 【2. 今般、共管とすることについて】

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号。以下「令和2年改正法」という。）及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「令和3年改正法」という。）による個人情報保護法改正等を踏まえ、本ガイドラインについても、所要の見直しを行い、今年1月21日から、総務省が意見公募手続を行っていた。

今般、令和2年改正法等の施行に向けて、本ガイドラインを見直したことを契機に、当委員会と総務省の共管とする。

## 【3. 今後の予定】

3月下旬：改正ガイドラインを官報公布

4月1日：改正ガイドラインを施行

# 「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン」における主な規定

本ガイドラインにおいて、個人情報保護委員会のガイドライン（通則編等）に記載のない規定のうち主なものは以下のとおり。なお、以下の用語の定義等については、今般の改正後のもの。

## 【1. 用語の定義】

- 受信者情報取扱事業者：放送受信者等の個人情報データベース等（個人関連情報データベース等／仮名加工情報データベース等／匿名加工情報データベース等）を事業の用に供している個人情報取扱事業者（個人関連情報取扱事業者／仮名加工情報取扱事業者／匿名加工情報取扱事業者）
- 視聴者個人情報：視聴に伴って取得される個人に関する情報であって、個人情報であるもの
- 視聴者特定視聴履歴：視聴者個人情報であって、特定の日時において視聴する放送番組を特定することができるもの（ただし、当該特定の日時の一ごとに個人情報を提供する本人の意図が明らかなものを除く）

## 【2. 受信者情報取扱事業者等の義務等】

- 個人情報保護管理者を置き、本ガイドラインを遵守するための内部規程の策定、監査体制の整備及び当該受信者情報取扱事業者の個人情報の取扱いの監督を行わせるよう努めなければならない旨を規定
- プライバシーポリシーを公表し、これを遵守するよう努めなければならない旨を規定
- 放送受信者等の個人データを取得した場合は、あらかじめその保存期間を公表している場合を除き、速やかに、その保存期間を、本人に通知し、又は公表するよう努めなければならない旨を規定
- 視聴者特定視聴履歴を取り扱うに当たっては、要配慮個人情報を推知し、又は第三者に推知させることのないよう注意すべき旨を規定
- 本人同意を得ることなく、放送の受信等に関し料金等の支払を求める目的、統計の作成目的、匿名加工情報の作成目的のために必要な範囲を超えて、視聴者特定視聴履歴を取り扱ってはならない旨を規定

# 「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン」の主な改正内容

本ガイドラインの今般の改正内容のうち、主なものは以下のとおり。

## 【1. 用語の定義】

- 視聴者個人情報、視聴者特定視聴履歴

改正前は、「視聴履歴」という用語が用いられていたが、視聴者の情報であることを明確化するため、「視聴者個人情報」、「視聴者特定視聴履歴」と用語を見直し

- 受信者情報取扱事業者

改正前は、「受信者情報取扱事業者」、「匿名加工受信者情報取扱事業者」と定義されていたが、「受信者情報取扱事業者」の用語に一本化（「匿名加工受信者情報取扱事業者」は、「匿名加工情報取扱事業者である受信者情報取扱事業者」とする）

## 【2. 受信者情報取扱事業者等の義務等】

令和2年改正法等に合わせて、不適正利用の禁止、漏えい等の報告等、個人関連情報の第三者提供の制限等、第三者提供記録の開示等について、規定を新設

## 【3. 個人情報保護委員会と総務省との共管化】

本ガイドラインのクレジットに「個人情報保護委員会」を追記